

令和 6 年 度

業務設計書（公示用）

業務名： 中央案内軌条構造解析業務

令和 6 年 9 月 単価適用

交通局 高速電車部 施設課 土木係

(24 (交) 第4413号)	業務名	中央案内軌条構造解析業務
-------------------	-----	--------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要

- ・計画準備：一式
- ・FEM解析：一式
- ・載荷試験：一式
- ・報告書作成：一式

2. 場所 札幌市南区真駒内東町2丁目

3. 期間 契約書に示す着手の日から令和7年3月11日までとする。

4. 図面 図面なし

5. 仕様書 札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市公共測量仕様書、札幌市設計業務等積算基準、鉄道土木の計画・調査・設計報酬積算の手引き(改訂第11版)及び別添特記仕様書による。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

特記仕様書

1. 業務目的について

本業務は、別途発注により購入した案内軌条（SM400-B BH-446×310×21×21 L=2.00m、SM400-B BT-446×310×16×21 L=2.00m）について、建設当時の案内軌条と同等の性能を有しているか確認することを目的とする。

2. 業務着手日

令和 6 年 10 月 23 日を業務着手日（想定）とする。

3. 業務内容について

昭和 43 年 7 月に富士製鉄(株)が実施した「札幌市高速鉄道案内軌条 設計計算及び載荷試験結果報告書」と同等の性能を有するかを FEM 解析と載荷試験により確認する。

1) 計画書作成

既報や文献を調査し、FEM 解析、載荷試験の具体的な実施方法を検討する。

2) FEM 解析

既報の載荷試験を再現した FEM 解析を実施する。

3) 載荷試験

載荷試験は、最大で下記のケースを実施する。

① 横荷重載荷試験

② 縦荷重載荷試験

4) その他

載荷試験に用いる案内軌条は、札幌市交通局東車両基地から試験箇所へ運搬すること。運搬費については札幌市近郊を想定して積算している。なお、これより遠方へ運搬する場合、設計変更の対象としないので留意すること。

4. 設計協議について

1) 着手時、成果品納入時 各 1 回

主任技術者が必ず立ち会うこと。

2) 中間打ち合わせ 1 回

3) 設計協議・打ち合わせ記録簿

打ち合わせ内容等の記録簿を作成し成果品納入時に提出すること。

5. 納入成果品について

納入時の成果品は以下のとおりである。成果品提出前に、その内容について業務主任と打ち合わせを行うこと。なお、成果品を作成する際には、できる限り両面印刷を活用し、環境負荷の低減に努めること。

1) FEM 解析

2) 載荷試験

3) 結果分析

上記のほか、業務主任が必要と認めるもの。

なお、納品する報告書については下記のとおりとする。

- | | | |
|--------------|----------------|-----|
| ・ 報告書（原図・原稿） | CD-ROM 等 | 1 部 |
| ・ 報告書（コピー） | A4 版簡易製本、再生紙使用 | 2 部 |

特記仕様書

6. 諸法令の遵守について

- 1) 受託者は、本業務に適用となる法令等を特定し、その一覧を業務計画書に明示すること。
- 2) 適用となる法令等の届出等の実施に当たっては、事前に届出書等（写し）を業務計画書に添付すること。
- 3) 届出書等に対する許可書等（写し）は協議簿に添付し、業務主任に報告すること。

7. 資料提供について

過年度成果として下記の成果品を貸与できる。

昭和 43 年度「札幌市高速鉄道案内軌条 設計計算及び載荷試験結果報告書」

8. その他特記事項

- 1) 本業務に係る仕様で、土木設計の共通的な事項については、札幌市土木設計業務共通仕様書を準用する。
これらの内容については札幌市の公式ホームページにて公開している。
- 2) 土木設計に係る積算基準等については下記ホームページよりログインしてダウンロードすることができる。（札幌市管財部HP：入札参加者資格情報）
(http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/1_system.html)
- 3) 本業務の遂行にあたり、業務主任及び業務員と連絡を密にして実施すること。
- 4) 疑義が生じた場合は、軽微な事項を除き、原則として文書による照会・回答とする。また、疑義の処理にあたっては委託者、受託書双方誠実に対処する。
- 5) 本件委託業務の契約に基づく一切の著作権（成果品、版權等）は、当局に帰属する。
- 6) 受託者は本業務の遂行にあたり、知り得た全ての情報及び事項を第三者に漏らしてはならない。また、受託者は委託者から提供を受けた資料等を委託者の許可なく第三者に提供すること、及び、本業務の目的以外に使用することを行ってはならない。
- 7) 本業務の主任技術者及び照査技術者は、次の①、②の資格要件を満たすものとする。
 - ① 主任技術者は、以下の資格分類表の（Ⅱ）の要件を満たし、かつ鉄道または軌道に係る予備設計、詳細設計、実施設計業務の履行経験を有する者。
 - ② 照査技術者は、以下の資格分類表の（Ⅰ）の要件を満たし、かつ鉄道または軌道に係る予備設計、詳細設計、実施設計業務の履行経験を有する者。

なお、ここでいう資格保有者とは、登録していることを条件とし、業務着手時に資格者であることが確認できる書類（登録書の写し）を提出すること。

要件分類	資格
資格要件（Ⅰ）	技術士《建設、総合技術監理（建設）部門》、RCCM（同種・類似業務の履行経験がある）のいずれかの資格保有者
資格要件（Ⅱ）	技術士《建設、総合技術監理（建設）部門》、RCCM（同種・類似業務の履行経験がある）のいずれかの資格保有者か建設コンサルタント等業務について（大卒：13年、短大、高専卒：15年、高卒：17年）以上の実務経験を有する者

● 特記仕様書「主任設計者・照査技術者の配置について」

- (1) 本業務においては、「主任設計者」は〔表-1〕の欄中、◎印を附した部門を1つ以上有する者、または〔表-2〕に該当する者を配置することとする。
- (2) 本業務においては、「照査技術者」（仕様書 1-7）を配置するものとし、〔表-1〕の欄中、◎を附した部門を1つ以上有する者とする。なお、「照査技術者」は「主任設計者」を兼ねることはできない。

〔表-1〕技術士、RCCM資格者

技術士			RCCM		
技術部門	部門指定		専門技術部門	部門指定	
1 機械部門			1 河川・砂防及び海岸部門		
2 船舶・海洋部門			2 湾岸及び空港部門		
3 航空・宇宙部門			3 電力土木部門		
4 電気電子部門			4 道路部門	◎	
5 化学部門			5 鉄道部門	◎	
6 繊維部門			6 上水道及び工業用水		
7 金属部門			7 下水道部門		
8 資源工学部門			8 農業土木部門		
9 建設部門	◎		9 森林土木部門		
10 上下水道部門			10 造園部門		
11 衛生工学部門			11 都市計画及び地方計画部門		
12 農業部門			12 地質部門		
13 水産部門			13 土質及び基礎部門		
14 経営工学部門			14 鋼構造及びコンクリート部門	◎	
15 経営工学部門			15 トンネル部門		
16 情報工学部門			16 施工計画、施工設備及び積算部門		
17 応用理学部門			17 建設環境部門		
18 生物工学部門			18 建設機械部門		
19 環境部門			19 水産土木部門		
20 原子力・放射線部門			20 電気・電子部門		
21 総合技術監理部門	◎		21 廃棄物部門		

〔表-2〕実務等経験者

「当該設計業務に関する技術上の知識を有し、次のいずれかに該当する者」で委託者が承諾した者。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について 13 年以上の実務経験を有する者
- (2) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について 15 年以上の実務経験を有する者
- (3) 学校教育法による高等学校卒業者にあつては、建設コンサルタント等業務について 17 年以上の実務経験を有する者

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の
手続を定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に
報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければ
ならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、
書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)
に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情
報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本工事(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者(受託者)は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約(再委託))

第6条 受注者(受託者)が、本工事(業務)のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)をする場合には、あらかじめ発注者(委託者)に書面により申請し、発注者(委託者)から承諾を得なければならない。

- 2 受注者(受託者)は、前項の申請をする場合には、発注者(委託者)に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 下請契約(再委託)先の名称
 - (2) 下請契約(再委託)する理由
 - (3) 下請契約(再委託)して処理する内容
 - (4) 下請契約(再委託)先において取り扱う情報
 - (5) 下請契約(再委託)先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法
- 3 発注者(委託者)が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者(委託者)に対して下請契約(再委託)先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 発注者(委託者)が第1項及び第2項の規定により、受注者(受託者)に対して個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)を承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先との契約において、下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者(委託者)の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者(受託者)は、本工事(業務)において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

- 第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。
- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

- 第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

- 第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害を発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1 - 1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

.....(総括保護管理者).....

.....(保護管理者).....

.....☐基本方針等に記載がある(該当する場合は□欄にチェック).....

3 従業員の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記3(1)従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

- ・管理区域の名称

5 セキュリティ強化のための管理策

- ☐ 取り扱うことができる従業者を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

(連絡責任者)

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

令和 6 年度

業務設計書（見積参考）

業務名： 中央案内軌条構造解析業務

本設計書は、発注者の施工計画に基づいて作成した設計図書の一部を、見積り算定の参考として提示するもので、契約上、これを拘束するものではありません。

令和 6 年 9 月 単価適用

交通局 高速電車部 施設課 土木係

設計総括表（金抜き）

業務番号	4413	業務名	中央案内軌条構造解析業務	当 初	業務	設計業務		
					項目	中央案内軌条		
項目・工種・種別				単位	数量	数量増減	摘要	
中央案内軌条				式	1			
構造解析				式	1			
構造解析				式	1			
直接経費				式	1			
直接経費				式	1			
旅費交通費				式	1			
電子成果品作成費				式	1			
機械経費				式	1			
運搬費				式	1			
スクラップ運搬費				式	1			
スクラップ処理				式	1			
直接原価				式	1			
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1			

設計総括表（金抜き）

[illegible]

設計内訳書（金抜き）

業務番号	4413	業務名	中央案内軌条構造解析業務	当	初	業務	設計業務
						項目	中央案内軌条
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
中央案内軌条				式	1		
構造解析				式	1		
構造解析				式	1		
計画準備			【策定歩掛】	式	1		内-1号
FEM解析			【策定歩掛】	式	1		内-2号
載荷試験			【策定歩掛】	式	1		内-3号
報告書作成			【策定歩掛】	式	1		内-4号
打合せ			中間打合せの回数 1回	式	1		内-5号
直接経費				式	1		
直接経費				式	1		
旅費交通費				式	1		
旅費交通費(率計上)				式	1		内-6号

設計内訳書（金抜き）

業務番号	4413	業務名	中央案内軌条構造解析業務	当	初	業務	設計業務
						項目	直接経費
項目・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費				式	1		
電子成果品作成費				式	1		内-7号
機械経費				式	1		内-8号
運搬費			案内軌条	式	1		内-9号
スクラップ運搬費			案内軌条	式	1		内-10号
スクラップ処理			有価金属控除 鉄屑 HS すべての間接費対 象外	式	1		内-11号
直接原価				式	1		
直接経費及び間接原価（その他原価				式	1		
業務原価				式	1		
一般管理費等				式	1		
設計業務価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		

設計内訳書（金抜き）

業務番号	4413	業務名	中央案内軌条構造解析業務	当	初	業務	業務委託料		
						項目	業務委託料		
項目・工種・種別・細別				規格		単位	数量	数量増減	摘要
業務委託料						式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	計画準備				単価適用年月	2024. 09
					歩掛適用年月	2024. 09
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師			人	0. 67		
技師（A）			人	0. 83		
技師（B）			人	0. 5		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	FEM解析				単価適用年月	2024. 09
					歩掛適用年月	2024. 09
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師			人	1		
技師（A）			人	2. 67		
技師（B）			人	2. 67		
技師（C）			人	2. 67		
技術員			人	1. 33		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	載荷試験				単価適用年月	2024. 09
					歩掛適用年月	2024. 09
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師			人	1		
技師（A）			人	5. 67		
技師（B）			人	4. 33		
技師（C）			人	7. 67		
技術員			人	1. 67		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	報告書作成				単価適用年月	2024. 09
					歩掛適用年月	2024. 09
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
主任技師			人	0. 67		
技師（A）			人	0. 67		
技師（B）			人	1. 17		
技師（C）			人	2. 67		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	打合せ				単価適用年月	2024. 09
					歩掛適用年月	2024. 09
					労務調整-超過-規制	
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
打合せ		1回	業務	1		単一 1号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	電子成果品作成費				単価適用年月	2024. 09	
					歩掛適用年月	2024. 09	
					労務調整-超過-規制		1. 000-00000002000
名称		規格		単位	数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費		その他設計業務		式	1		内ー 13号
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	機械経費				単価適用年月	2024. 09
					歩掛適用年月	2024. 09
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
ひずみゲージ		【策定単価】 一般用ひずみゲージ 50000 μ	枚	40		
高感度変位計 損料		【策定単価】 容量25mm 供用 1 日 当り 換算値 損料額	台・日	12		
データロガー 損料		【策定単価】 30ch 供用 1 日 当り 換算値 損料額	台・日	2		
ロードセル 損料		【策定単価】 圧縮フラット型 供用 1 日 当り 換算値 損料額	台・日	2		
万能試験機 損料		【策定単価】 最大引張力2000kN 供用 1 日 当り 換算値 損料額	台・日	2		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 11号内訳書	スクラップ処理				単価適用年月	2024. 09
					歩掛適用年月	2024. 09
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
スクラップ		ヘビーHS【建設物価2024年9月、積算資料2024年9月】	t	-0. 5		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	電子成果品作成費				単価適用年月	2024. 09	
					歩掛適用年月	2024. 09	
					労務調整-超過-規制		1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
電子成果品作成費			式	1			
合 計							

単-1号

2 次単価表（金抜き）

単価適用年月	2024. 09
歩掛適用年月	2024. 09
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

打合せ	1回	単位	業務	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
主任技師		人	1.5		
技師（A）		人	1.5		
技師（B）		人	1.5		
計					
単価				円／業務	

単一2号

2 次単価表（金抜き）

単価適用年月	2024. 09
歩掛適用年月	2024. 09
労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000

トラッククレーン〔油圧伸縮ｼﾌﾞ型〕	4. 9t吊	単位	日	数量	1
名称	規格	単位	数量	摘要	
運転手（特殊）		人	1		
軽油		L	30		
トラッククレーン〔油圧伸縮ｼﾌﾞ型〕	4. 9t吊	供用日	1		
諸雑費（まるめ）		式	1		
計					
単価				円／日	